

平成 29 年第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）会議録

平成 29 年 3 月 22 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人  | 2 河野清   | 3 金田敏行  |
| 4 夏目忠昭  | 5 金田文子  | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷勝   | 8 伊藤武   | 9 山口伸彦  |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋浩  |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 議案第 1 号

第 2 次設楽町総合計画基本構想の策定について

(総合計画審査特別委員長報告)

日程第 2 議案第 2 号

設楽町空家等対策協議会条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第 3 議案第 3 号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 4 号

- 設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第5 議案第5号  
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第6 議案第6号  
設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第7号  
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第8号  
平成28年度設楽町一般会計補正予算(第5号)  
(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第9号  
平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第10号  
平成28年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第11号  
平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第12号  
平成28年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第4号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 議案第13号  
平成28年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 議案第14号  
平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 議案第15号  
平成28年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第16 議案第16号

- 平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第3号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第17 議案第17号  
平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）  
（総務建設委員長報告）
- 日程第18 議案第18号  
平成28年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）  
（総務建設委員長報告）
- 日程第19 陳情第14号  
「森林・林業基本計画」の推進に係る陳情書  
（総務建設委員長報告）
- 日程第20 議案第19号  
平成29年度設楽町一般会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第21 議案第20号  
平成29年度設楽町国民健康保険特別会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第22 議案第21号  
平成29年度設楽町介護保険特別会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第23 議案第22号  
平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第24 議案第23号  
平成29年度設楽町簡易水道特別会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第25 議案第24号  
平成29年度設楽町公共下水道特別会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第26 議案第25号  
平成29年度設楽町農業集落排水特別会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第27 議案第26号  
平成29年度設楽町町営バス特別会計予算  
（予算特別委員長報告）
- 日程第28 議案第27号  
平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計予算  
（予算特別委員長報告）

- 日程第29 議案第28号  
平成29年度設楽町田口財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第30 議案第29号  
平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第31 議案第30号  
平成29年度設楽町名倉財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第32 議案第31号  
平成29年度設楽町津具財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 33 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 34 議案第 32 号  
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
(追加)
- 日程第 35 発議第 1 号  
「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書  
(追加)
- 日程第 36 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)
- 日程第 37 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)

## 会 議 録

開議 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。

定刻になりましたので議会を始めたいと思います。ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達しておりますので、平成 29 年第 1 回設楽町議会定例会第 3 日を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。はじめに町長のあいさつをお願いいたします。

町長 皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては、平成 29 年 3 月議会定例会最終日に際しまして、全員の方々の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。平成 28 年度も残すところ 1 週間あまりで終わろうとしておりますが、議員の皆様方には大変御理解御協力をいただくなかで、おかげをもちまして、円滑に町政を遂行できま

したことに、重ねて感謝を申し上げるところでございます。今年は、昨日、東京が9年ぶりに全国で最も早く桜の開花宣言が出されました。本町におきましても、これから町内各地においてあざやかな桜が咲きほこり、春の息吹を身近に感じる季節を迎えることというふうに思っております。また今まさにこの時間、アメリカでWBCワールドベースボールクラシック世界野球大会が、これの準決勝が始まろうとしております。野球のことをどうしても頭から離すことのできない私といたしましては、また日本人といたしましては、ぜひ世界一になることを期待をするところでもあります。

それでは最近の状況について報告をさせていただきます。まず最初に3月3日金曜日でございますが、第1回設楽町観光まちづくり戦略会議を開催をいたしました。この会議は、町の観光施策の方向性を定める、いわゆる設楽町観光基本計画を策定するために発足をしたものでありまして、町内外の観光産業関係者、また学識経験者、そして公募委員等で構成がされまして、町内外から50名以上の方々を対象としたヒアリング結果を基に議論を深めて、今年の夏頃には基本計画を示し、その後、速やかにアクションプランの策定に着手したいというふうに考えております。

次に公共施設等の総合管理計画の策定についてであります。2月21日火曜日の議会全員協議会でお示しをさせていただきました内容に、パブリック・コメントでいただきました貴重な御意見を掲載するとともに、文章表現等の一部修正を行いまして、3月31日に公表をする予定としております。そして4月15日開催予定の区長会におきまして、この内容のとおり説明をさせていただき、今後は地域の公共施設等の適正な維持管理等について、住民の皆さん方の意見を伺いながら施設ごとの再編計画、いわゆる個別計画の策定に望んでまいりたいというふうに考えております。

次に設楽町地域防災計画の全面改正についてであります。地域防災計画は2月16日木曜日に開催をいたしました設楽町防災会議におきまして、内容等の全面改正を審議をしていただきまして、無事これが承認されたところでございます。現在、愛知県に提出をしております承認の手続き中ではありますが、平成29年度早々には議員の皆さん方に計画書を配布させていただくこととしてあります。

平成29年度は第2次設楽町総合計画、これのまちづくりの初年度でありまして、新たなまちづくりに向かって、町政発展のため邁進してまいる所存でありますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思っております。またこの度の定期人事異動は3月16日木曜日にそれぞれ内示をしたところでございます。内示内容につきましては、課長4名をはじめ一般事務職5名と調理員2名の7名が退職をするということ、そして新たに4名の新規職員、これは一般事務職、保育士、保健師、調理員及びつぐ診療所医師を採用いたしましたので、平成29年度の新たな職員体制によりまして、引き続き円滑で力強い町政の遂行に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

さる3月2日に開会がされました本定例会は、本日をもちまして本年度の議会は閉会となるわけでございますが、21日間にわたりまして、総合計画基本構想をはじめ、条例制定また改正、そして補正予算、平成29年度の当初予算など、議員の皆様方には大変多くの議案について慎重審議を賜りまして、無事に最終日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

最後に新たに嘱託員を任用することに伴いまして、報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例について追加上程をさせていただきましたので、議会初日の上程議案とあわせまして慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会最終日にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8伊藤 おはようございます。平成29年第1回定例会第3日の運営について、3月17日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、議案第1号から順次1件ごとに上程します。上程方法については、日程第2、議案第2号から、日程第19、陳情第14号までと、日程第20、議案第19号から、日程第32、議案第31号までは一括上程します。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをします。

---

議長 日程第1、議案第1号「第2次設楽町総合計画基本構想の策定について」を議題とします。本案は、総合計画審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3金田 第2回総合計画審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。3月17日金曜日、午前9時から、議員11名全員出席のもと、議長、議会事務局長、執行部より副町長、教育長をはじめ担当課長の出席のもと、付託事件1件について審議いたしました。

議案第1号「第2次設楽町総合計画基本構想の策定について」を審議いたしました。質疑は21件。詳細についてはお配りしました資料を参照していただきたいと思います。質疑のあと討論に入りまして、賛成、反対各1名が本日このあと討論申し上げます。採決の結果、賛成多数で本案を原案のとおり決定することに決定いたしました。その他についてはありませんでした。以上で委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

10田中 私は、第2次設楽町総合計画基本構想の策定について、反対の立場から討論します。今回の構想では、第1次総合計画の基本目標が6つの行動指針として、

基本的には踏襲されております。そこで反対の理由の第1であります、この行動指針の第1に全員協働のまちづくりが掲げております。この点についてであります。第1次総合計画で最終項目であったこの項が最初にもってこられたのは、単に住民の参画協働が重要という意味ではなく、移住定住の対策の推進がこの項目の中心であることから明らかなように、ローカルアベノミクスである地方創生総合戦略を総合計画の中心に据えようとする意図がみてとれます。地方総合戦略は、地方に広がる深刻な人口減少を逆手にとって、国の施政の責任は隠したまま、このままでは自治体が消滅するといつて各自治体を競わせ、自治体の人、金を動員して地域再生を肩代わりさせようとするものであります。

反対の理由の第2は、地方自治法の第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするとしておりますが、総合計画では町民の暮らしの現状認識が不十分で、必要な対策が導き出されていない。巻末資料の満足度調査でも、町民のニーズ調査ではなく意識調査になっており、町民が生活上どんな困難に直面しているのかが抜け落ち、口頭指針の「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」には町民の負担軽減策がひとつも盛り込まれておりません。町民の安心福祉に対する行政の責務を町民の支えあいと助けあいに肩代わりさせようとする方向性が示唆されております。町政は町民の暮らしが大変な今、暮らし福祉の充実を最重要課題とするべきであります。

反対理由の第3は、東日本大震災の経験を踏まえた防災対策強化の課題が重点課題から後退していることであります。東海・東南海巨大地震が想定されているとき、これでいいのでありましょうか。以上です。

議長 次に原案に賛成の者の発言を許します。

11 松下 私は賛成、可との立場から討論をさせていただきます。ただいま不可と討論されました同僚議員も、私も手腕手法は違えど最終目的になんら変わりがあるわけではないと思っております。町が5年後、10年後、15年後、20年後、未来永劫存続するために町民行政議会が、一人ひとりが何を考え、どう行動していくかを町民全員で作上げるものであらうと思っております。そうした考えの中で、本構想をおおむね可と判断し賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多です。議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 日程第2、議案第2号「設楽町空家等対策協議会条例について」から日程第19、

陳情第 14 号「森林・林業基本計画」の推進に係る陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長報告を求めます。

3 金田 第 1 回総務建設委員会の委員長報告を申し上げます。去る 3 月 13 日月曜日午後 1 時より、議員 6 名全員出席のもと、執行部、町長、副町長、教育長をはじめ担当課長の出席のもと、総務建設委員会を開会いたしました。本委員会に付託されました事件は 8 件及び所管事項の調査 1 件、その他であります。

付託事件議案第 3 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 4 号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 5 号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑 3 件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 6 号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 8 号「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」総務建設委員会担当に関するものを審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 17 号「平成 28 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第 18 号「平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。陳情第 14 号「森林・林業基本計画」の推進に係る陳情書」についてを審議いたしました。全員賛成で採択、意見書を提出することになりました。

次に所管事項の調査は、河野議員による委員会質問がありまして、マイナンバー制度についての質疑答弁がありました。

その他についてはありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

4 夏目 平成 29 年第 1 回文教厚生委員会委員長報告を行います。去る 3 月 15 日水曜日午後 1 時から 2 時まで文教厚生委員会を開催。出席者は委員 6 名全員並びに議長、議会事務局長、執行部は町長、副町長はじめ 10 名が出席されました。

付託事件 11 件を審議しました。審議の結果を報告します。議案第 2 号「設楽町空家等対策協議会条例について」質疑 5 件、特定空家の把握並びに計画作成について質疑がありました。討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第 7 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第 8 号「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」文教厚生委員会所管分です。質疑なし、討論なし、



賛成多数で原案どおり可決されました。議案第9号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第10号「平成28年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第11号「平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第12号「平成28年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第4号)」質疑2件、補正減額の理由についてです。討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第13号「平成28年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決されました。議案第14号「平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第15号「平成28年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。議案第16号「平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第3号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決されました。

2所管事項の調査につきまして、金田文子議員から質問がございました。2点ございます。質問時間は13時41分から13時59分。30分以内に収まりまして、1新設の特別支援級(肢体不自由児)設置経過につきまして、質疑の内容はご覧のとおりでございます。それから2農業集落排水不明水の調査と修繕の結果について、質疑の内容は以上です。

その他はございませんでした。以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。  
議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第2号「設楽町空家等対策協議会条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第3号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び設楽町職員の育

児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第4号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第5号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第6号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第7号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議長 議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第8号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第8号を採決します。採

決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第9号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第10号「平成28年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第11号「平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 11 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 12 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 4 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 12 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 13 号「平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 13 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 14 号「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 14 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 15 号「平成 28 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 15 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 16 号「平成 28 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 16 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 17 号「平成 28 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 17 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 18 号「平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 18 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第 14 号「「森林・林業基本計画」の推進に係る陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第 14 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。陳情第 14 号は、委員長報告のとおり採択とすることと決定しました。

---

議長 日程第 20、議案第 19 号「平成 29 年度設楽町一般会計予算」から日程第 32、議案第 31 号「平成 29 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の 13 議案を一括議題とします。本案は、予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 松下 平成 29 年設楽町議会第 2 回予算特別委員会報告をいたします。本委員会は平成 29 年 3 月 13 日及び 3 月 15 日の両日にわたり慎重審議されました。

3 月 13 日総務建設委員会所管の審議をいたしました。町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と議員 11 名全員です。一般会計の歳出に関しましては、合計 51 件。議会費の審議では質疑 0 件。総務費の審議では質疑 47 件。農林水産費の審議では質疑 9 件。商工費の審議では質疑 9 件。土木費の審議では質疑 0 件。消防費の審議では質疑 4 件。災害復旧費の審議では質疑 0 件。公債費・諸支出金の審議では質疑 5 件。歳入に関しての審議では質疑 5 件。特別会計に関しての審議では質疑 0 件でした。

続きまして 3 月 15 日、文教厚生委員会所管の審議をいたしました。出席者は町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と、議員 11 名全員です。質疑の内容は以下のとおりです。一般会計の歳出に関しては 86 件でありました。総務費の審議では質疑 2 件。民生費の審議では質疑 35 件。衛生費の審議では質疑 17 件。土木費の審議では質疑 4 件。教育費の審議では質疑 27 件。歳入に関しての審議はありませんでした。特別会計に関しては合計 6 件ありました。国民健康保険の審議では質疑 2 件。介護保険の審議では質疑 3 件。後期高齢者医療保険の審議では質疑ありませんでした。簡易水道の審議では質疑ありませんでした。農業集落排水の審議、町営バスの審議でもありませんでした。つぐ診療所の審議では質疑 1 件ありました。質疑終了後に討論、採決を行い以下のように決定をいたしました。議案第 19 号「平成 29 年度設楽町一般会計予算」討論なし、採決賛成多数で可決です。議案第 20 号「平成 29 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」討論なし。賛成多数で可決です。議案第 21 号「平成 29 年度設楽町介護保険特別会計予算」討論なし。賛成多数で可決です。議案第 22 号「平成 29 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 23 号「平成 29 年度設楽町簡易水道特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 24 号「平成 29 年度設楽町公共下水道特別会計予算」討論なし。賛成多数で可決です。議案第 25 号「平成 29 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 26 号「平成 29 年度設楽町町営バス特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 27 号「平成 29 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 28 号「平成 29 年度設楽町田口財産区特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 29 号「平成 29 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 30 号「平成



29 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。議案第 31 号「平成 29 年度設楽町津具財産区特別会計予算」討論なし。全員賛成で可決です。以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は 1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 19 号「平成 29 年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 2017 年度一般会計予算に反対の立場から討論するものです。一般会計の予算規模は 6,187,280 千円で、前年度比 596,470 千円の増となっています。増額の要因は民間保育園の建て替え、歴史民俗資料館の建設、公共下水道整備事業などの大型事業が予定されているからであります。このうち歴史民俗資料館は 310,600 千円の計上であります。入館者数見込みを年間 1 万人としているが、その根拠はあいまいなまま進められようとしています。身の丈にあった予算を意識するとしながら、過大な想定にもとづく莫大な費用を必要とする事業を行おうとしており、費用対効果の点で問題のある事業であります。また今回予算で、減債基金に 39,300 千円の積立が計上されています。この結果、積立金は財政調整基金で 2,530,000 千円、減債基金は今回補正予算であらたに 203,300 千円積み立てられて 430,000 千円になっていると思われ、財調・減債両方で 3,000,000 千円近くになっております。なんと貯め込み額は一世帯あたり 1,340 千円になろうとしているわけであります。一方、扶助費や補助金は極限まで切りつめられ、国保料、介護保険料の引き下げ、また子どもの貧困対策や教育費の父母負担軽減などの努力はなく、公共料金は高額水準で推移しようとしております。アベノミクスの経済効果は地方には波及せず、社会保障の大改悪のしわ寄せが町民の生活に押し寄せております。自治体の使命は住民の生命・財産と暮らし・福祉を守ることにあります。無駄遣いや貯め込みに走らず、いまこそ町民の暮らし・福祉を守る財政運営に方向転換するよう要求して討論といたします。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3 金田 私は平成 29 年度設楽町一般会計予算を賛成の立場から討論させていただきます。本年度予算の特徴は、1 つ、設楽町の身の丈を意識し、最小の経費で最大の効果をあげる事務執行。2 つ、基金の取り崩しに頼らない単年度収支均衡予算。3 つ、平成 33 年度の財政水準を見据えた選択と集中による事務事業の再編を予算編成の基本と考えている。これは昨年 28 年度予算時に、今後身の丈にあった歳出構造を急務としているといわれた予算編成を着実に実行している予算内容と思われれます。目先のことにとらわれず、数年先の平成 33 年度の財政水準を見据えた事務事業の再編は、大変難しい厳しいものになりながら、年々減少する職員数を考えればやらざるを得ないことだと思ひ、身を切る政策ではないでしょうか。先ほどの反対討論では、財政調整基金を積み立てすぎだからもっと福祉政策に予算増

額をとの指摘もありましたが、今の福祉政策は町民全員が満足できるものではありませんが、現在の町の財政を考えれば及第点ではないでしょうか。財政調整基金は、財政規模の10%から20%が標準といわれていますが、それは各自治体の最低限の積立目標比率であり、財政規模の小さな設楽町では財政規模3,316,000千円に対し、基金2,533,000千円で、平成28年度には20%超え76%になりましたが、分母が小さいのでこの比率はいたしかたない数字であると思います。財政調整基金は、豊橋市では8,000,000千円を超え、豊川市では9,000,000千円を超えております。設楽町の2,533,000千円が決して積み過ぎとは思えません。比率だけで判断するのはいかがなものでしょうか。合併特例債が平成27年をもって終了し、地方交付税も人口減に伴い、年々減少している地方の中小業者の景気も今ひとつの現状である今日、税収の増額は見込み薄であり、設楽町の財政は一段と厳しくなってきました。平成29年度からは公共施設等総合管理基金を設け、老朽化した公共施設の維持管理のために少しでも蓄えようと考え、計画性をもってはじめていると知るところであります。そのような厳しい財政の中でも、将来いつ必要になるかわからない基金のために今は少しでも積み立てるべきと、私は思います。いかがでしょうか。以上のようなことを総合的に判断し、私は平成29年度の予算案を可とするものであります。終わります。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第19号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第20号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第20号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第21号「平成29年度設楽町介護保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 21 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 22 号「平成 29 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 22 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 23 号「平成 29 年度設楽町簡易水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 23 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 24 号「平成 29 年度設楽町公共下水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

5 金田 公共下水道特別会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。経営計画や経営基盤の構築についての見通しがあいまいなままということがざっとおおまとめにするとそういうことです。少し細かく説明いたします。公共下水道利用料金収入は、予定500世帯で概算すると15,000千円。ランニングコストとして説明を受けたのは35,000千円であるから58%は繰入金でまかなう予定になります。ここには補修費用は含まれません。農業集落排水事業の経営経験からライフサイクルコストが多額になることは明らかです。平成24年度末にはダム移転等で公共下

水道該当地域の人口はわずかに増えましたが、29年3月現在では25年3月の時より人口は125名減少、世帯数も14世帯減っております。町全体の人口は、610名の減少であります。今後も人口減少は予想されております。利用料収入は減り、繰入金の割合は増える見込みであります。公共下水道事業には企業会計の考え方を導入していくことが国の指導でもあります。また東海財務局理財部の平成26年度決算における財務の健全性等に関する事項の指摘の中にも、公共下水道事業のことがあげられており、今後事業継続拡大については長期視点に基づく行動計画を策定のうえ、一般会計からの繰出金に依存した経営により当町の財政負担を圧迫することがないような経営基盤の構築が望まれるということが書かれております。しかしながら設楽町では先のことはわからないなどと、公共下水道事業の経営計画の説明もまだしていません。これまで調査研究すらしないのは、行政の不作為だと指摘されてもしかたがありません。行政の不作為の影響を被るのは、将来町の存続に努力してくれる若い世代であります。将来世代の負担軽減を図る経営計画に取り組まないままの予算は全く考えられません。よって反対をいたします。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4 夏目 ただいま公共下水道事業ができあがったあとのランニングコスト等について反対の意見が表明されましたが、これにつきましては愛知県並びに下流5市のほうで基金50億円を積立て、その課率等で運営、ランニングコストにあてることができます。すなわちランニングコストの8割についてはですね、その基金等でまかなうことができるということになっております。それからもう1つ、当初35億円の、当初というよりも、町のほうから26年度からで積算されたときには35億円で建設費が見込まれておりましたが、その後精査の結果、11億くらいまでに、要するにダムの移転に伴いましてし尿処理施設とこれと合体して、一緒に処理するところから、この建設費用のほうも、35億から12億7900万円まで絞り込まれております。したがって12億7900万円まで絞り込まれますと、それに伴う起債と、これを交付税手当されますので、そういうものを勘案されますと、当初35億の場合でも35億から起債を引き、そして交付税措置分をさっ引きながら分担金、負担金が当時計算されておりました、それを行いますと、最終的には35億の場合でも4000万円の建設費負担金だけですみます。先ほど申しましたように、交付税措置がされますので、そういうことにつきましてもランニングコストが下がってきますが、それが要するにダムの建設に伴う松戸のし尿処理、これを移転して荒尾のほうに合同処理するということになりました。それに伴って、建設費も12億7900万円まで絞れますと、それに伴う起債措置のほうも減額され、そして後ほど返されるランニングコストに影響するであろう公債費のほうも減っております。したがってそういうことも勘案しますとですね、ランニングコストは基金とのそういうことも考えて、相当減るということで、将来負担が減られる見込みということでございます。なぜならば設楽町そのものについて

は、田口そのものについては、住宅連帯地域でございます。したがって配管本管を付設する場合でも、集落が点在しているような、過去の農業集落排水の、津具だとか名倉に比べまして、かなり事業効率がいいということもございまして、そういう意味合いも含めて本事業を計画しております。したがって私は本件につきましてはランニングコスト等も含めまして、心配なしとして、可とする討論とさせていただきます。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 24 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 25 号「平成 29 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 25 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 26 号「平成 29 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 26 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 27 号「平成 29 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 27 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 28 号「平成 29 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 28 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 29 号「平成 29 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 29 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 30 号「平成 29 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 30 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 31 号「平成 29 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 31 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 日程第 33「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

9 山口 平成 29 年第 1 回設楽ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。平成 29 年 3 月 16 日水曜日、この日は町内各小学校の卒業式が挙行されましたので、時間的に 13 時 30 分から行いました。場所は役場議場であります。出席者は設楽ダム対策特別委員会 6 名全員であります。議会からは土屋議長、鈴木議会事務局長が参加いたしました。町からは横山町長ほか 6 名です。国土交通省設楽ダム工事事務所からは岩崎所長ほか 10 名。愛知県豊川水系対策本部からは阪野事務局長ほか 3 名。愛知県設楽ダム関連事業出張所からは渡邊所長ほか 4 名でありました。審査に先立ちまして、土屋議長、横山町長、国土交通省岩崎設楽ダム工事事務所、愛知県豊川水系対策本部阪野事務局長より御挨拶をいただきました。審査事件は 3 件であります。順次報告いたします。

まず最初に設楽ダム建設事業におけます平成 28 年度の進捗状況につきましてを設楽ダム工事事務所工務課中島課長より、転流工工事について、工事用進入路について、資材搬入路工事について、町浦シウキ線について、設楽根羽線についてを、資料 1 に沿って説明を受けました。質疑はございませんでした。続きまして設楽ダム関連事業におけます、愛知県設楽ダム関連事業出張所渡邊所長より、国道 3 路線で事業を実施をしております 257 号線のアンザの坂、西納庫、川向バイパス。国道 420 号線の豊邦地内、田峯バイパス。国道 473 号線の月バイパス。また県道としまして 4 路線。設楽根羽線、瀬戸設楽線、坂宇場津具設楽線、和市清崎線。そして清崎地区の歴史民俗資料館周辺整備等の説明を、資料 2 に沿って詳細に受けました。質疑が 2 件でありまして阿。続きまして設楽ダム周辺整備基本方針及び基本計画(案)につきまして企画ダム対策課の鈴木課長よりダムインパクトビジョンの実現に向けての全協で説明を受けましたよりさらに詳細な内容で説明を受けました。質疑 5 件ございました。なお質疑に対しまして計画案の文面につきましては、

現在最終の調整中であります。また誤解をまねきそうな表現や説明不足の部分は調整をする。そして町民全世帯には概要版の配布を予定しておるという答弁でございました。そしてその他に入りました。委員よりダム湖畔散策観光について、そして湖面利用協議会の設置について。また国県の29年度設楽ダム関連予算についての3件の質疑がありました。それぞれ鈴木課長、また武田副所長、岩崎所長の答弁をいただき、14時22分に閉会といたしました。以上、報告終わります。

議長 ただいま設楽ダム対策特別委員会の委員長報告が終わりました。

---

議長 日程第34、議案第32号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 提案理由の説明をさせていただきます。先ほど町長のあいさつの中で、町長から申し上げましたけれども、3月16日、平成29年4月1日からの役場内部の職員体制について、異動内示を行っております。退職する職員補充や重点配置する部署など、それぞれ事務処理量を総合的に考慮し編成をいたしております。編成に際しまして、それぞれの部署の事務処理を補完する嘱託員について、嘱託員設置規則の一部を改正し、議会事務局事務員、社会教育事務員を設置することといたしました。この嘱託員の報酬及び費用弁償を規定する必要がありますので、今回条例改正をお願いするものでございます。両嘱託員の報酬につきましては、月額136,000円以内といたします。また施行日につきましては、平成29年4月1日からといたす改正でございます。よろしく願いをいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第32号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第32号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第35、発議第1号「「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。



3 金田 発議第 1 号「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出についての提案理由を説明いたします。提出者金田敏行、賛成者高森陽一郎。「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）」を別紙のとおり議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。提案理由、森林・林業政策の推進のため、安定財源確保と山村振興対策の実現に向けて、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。詳細については、お配りしました資料を御参照願います。以上で提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第 1 号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 これ確認したいと思えますけれども、この発議、意見書はですね、委員会の発議ではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

3 金田 はい、それでいいと思えます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 36、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をいたしました。

---

議長 日程第 37、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

---

議長 以上で本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。平成 29 年第 1 回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 25 分